

岩手県告示第 749 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 9 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻衣川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市太田第 9 地割 62 番 9 地先から 62 番 1 地先まで	新	A 22.2～18.0 m	m 96.0
		B 16.1～14.0	113.0
	旧	A 22.2～18.0	96.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 9 月 25 日から同年 10 月 25 日まで